

航空法（昭和27年法律第231号）

（飛行に影響を及ぼすおそれのある行為）

- 第99条の2 何人も、航空交通管制圏、航空交通情報圏、高度変更禁止空域又は航空交通管制区内の特別管制空域における航空機の飛行に影響を及ぼすおそれのあるロケットの打上げその他の行為（物件の設置及び積載を除く。）で国土交通省令で定めるものをしてはならない。ただし、国土交通大臣が、当該行為について、航空機の飛行に影響を及ぼすおそれがないものであると認め、又は公益上必要やむを得ず、かつ、一時的なものであると認めて許可をした場合は、この限りでない。
- 2 前項の空域以外の空域における航空機の飛行に影響を及ぼすおそれのある行為（物件の設置及び積載を除く。）で国土交通省令で定めるものをしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に通報しなければならない。

航空法施行規則（昭和27年7月31日運輸省令第56号）

（飛行に影響を及ぼすおそれのある行為）

- 第209条の3 法第99条の2第1項の航空機の飛行に影響を及ぼすおそれのある行為で国土交通省令で定めるものは、次の各号に掲げる行為とする。
- 一 ロケット、花火、ロックーンその他の物件を法第99条の2第1項の空域（当該空域が管制圏又は情報圏である場合にあつては、地表又は水面から150メートル以上の高さの空域及び進入表面、転移表面若しくは水平表面又は法第56条第1項の規定により国土交通大臣が指定した延長進入表面、円錐表面若しくは外側水平表面の上空の空域に限る。）に打ちあげること。
- 二 気球（玩具用のもの及びこれに類する構造のものを除く。）を前号の空域に放し、又は浮揚させること。
- 三 模型航空機を第一号の空域で飛行させること。
- 四 航空機の集団飛行を第一号の空域で行うこと。
- 五 ハンググライダー又はパラグライダーの飛行を第一号の空域で行うこと。
- 2 法第99条の2第1項ただし書の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。
- 一 氏名、住所及び連絡場所
- 二 当該行為を行う目的
- 三 当該行為の内容並びに当該行為を行う日時及び場所
- 四 その他参考となる事項

- 第209条の4 法第99条の2第2項の航空機の飛行に影響を及ぼすおそれのある行為で国土交通省令で定めるものは、次の各号に掲げる行為とする。
- 一 ロケット、花火、ロックーンその他の物件を法第99条の2第2項の空域のうち次に掲げる空域に打ちあげること。
- イ 進入表面、転移表面若しくは水平表面又は法第56条第1項の規定により国土交通大臣が指定した延長進入表面、円錐表面若しくは外側水平表面の上空の空域
- ロ 航空路内の地表又は水面から150メートル以上の高さの空域
- ハ 地表又は水面から250メートル以上の高さの空域
- 二 気球（玩具用のもの及びこれに類する構造のものを除く。）を前号の空域に放し、又は浮揚させること。
- 三 模型航空機を第一号の空域で飛行させること。
- 四 航空機の集団飛行を第一号の空域で行うこと。
- 五 ハンググライダー又はパラグライダーの飛行を第一号イの空域で行うこと。
- 2 前項の行為を行おうとする者は、あらかじめ、前条第2項第一号、第三号及び第四号に掲げる事項を国土交通大臣に通報しなければならない。

<参考> 【航空法の関連条文】

(空港法第4条第1項第1号から第5号までに掲げる空港等の特例)

第56条 国土交通大臣は、空港法第4条第1項第1号から第5号までに掲げる空港並びに同項第6号に掲げる空港及び同法第5条第1項に規定する地方管理空港のうち政令で定める空港について、延長進入表面、円錐表面又は外側水平表面を指定することができる。

2 延長進入表面は、進入表面を含む平面のうち、進入表面の外側底辺、進入表面の斜辺の外側上方への延長線及び当該底辺に平行な直線でその進入表面の内側底辺からの水平距離が15,000メートルであるものにより囲まれる部分とする。

3 円錐表面は、水平表面の外縁に接続し、且つ、空港の標点を含む鉛直面との交線が水平面に対し外側上方へ50分の1以上で国土交通省令で定める勾配を有する円錐面であつて、その投影面が当該標点を中心として16,500メートル以下で国土交通省令で定める長さの半径で水平に描いた円周で囲まれるものうち、航空機の離陸及び着陸の安全を確保するために必要な部分とする。

4 外側水平表面は、前項の円錐面の上縁を含む水平面であつて、その投影面が空港の標点を中心として24,000メートル以下で国土交通省令で定める長さの半径で水平に描いた円周で囲まれるもの（投影面が水平表面又は円錐表面の投影面と一致する部分を除く。）のうち、航空機の離陸及び着陸の安全を確保するために必要な部分とする。

実機の規程

(最低安全高度)

第81条 航空機は、離陸又は着陸を行う場合を除いて、地上又は水上の人又は物件の安全及び航空機の安全を考慮して国土交通省令で定める高度以下の高度で飛行してはならない。但し、国土交通大臣の許可を受けた場合は、この限りでない。

<参考> 【航空法施行規則の関連条文】

実機の規程

(最低安全高度)

第174条 法第81条の規定による航空機の最低安全高度は、次のとおりとする。

- 一 有視界飛行方式により飛行する航空機にあつては、飛行中動力装置のみが停止した場合に地上又は水上の人又は物件に危険を及ぼすことなく着陸できる高度及び次の高度のうちいざれか高いもの
 - イ 人又は家屋の密集している地域の上空にあつては、当該航空機を中心として水平距離600メートルの範囲内の最も高い障害物の上端から300メートルの高度
 - ロ 人又は家屋のない地域及び広い水面の上空にあつては、地上又は水上の人又は物件から150メートル以上の距離を保つて飛行することのできる高度
 - ハ イ及びロに規定する地域以外の地域の上空にあつては、地表面又は水面から150メートル以上の高度
- 二 計器飛行方式により飛行する航空機にあつては、告示で定める高度

(最低安全高度の飛行の許可)

第百75条 法第81条但書の許可を受けようとする者は、左に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名及び住所
- 二 航空機の型式並びに航空機の国籍及び登録記号
- 三 飛行計画の概要（飛行の目的、日時、経路及び高度を明記すること。）
- 四 最低安全高度以下の高度で飛行する理由
- 五 操縦者の氏名及び資格
- 六 同乗者の氏名及び同乗の目的
- 七 その他参考となる事項